

公示第73号
公示第70号
最終改正 平成29年3月27日

名古屋飛行場（県営名古屋空港）における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定による名古屋飛行場（県営名古屋空港）における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定する。

平成17年2月17日

名古屋税関長 上西康文

記

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場から出入国用出入口を通り、14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポットに駐機する航空機に至る直近の通路	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	2. 14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポットに駐機する航空機から直近の通路で出入国用出入口を通り、名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場に至る通路	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
積卸場所	14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポット	

（以上）